

第7 本人が請求したとは考えがたい、又は支給事務に不適切な処理がうかがえる脱退手当金に係る訂正処理基準・要領

1 訂正処理基準

(1) 訂正処理基準該当要件

脱退手当金を受給していない旨の申立てであって、次のアからエまでのいずれかの要件に該当する事案であること((2)に該当する事案を除く。)

ア 次の全ての要件に該当する場合

(ア) 申立人の婚姻等による改姓後6か月を超えて脱退手当金の支給決定がされているが、被保険者名簿等には当該申立人の記録が旧姓表示のままとなっていること(申立人が婚姻等の後も旧姓を使用していた旨の証言をしている場合を除く。)

(イ) 脱退手当金の支給決定当時又は支給決定後間もなく、申立人が国民年金等に参加し、保険料を納付していること

イ 申立人が所持する脱退手当金の支給決定当時発行済みの厚生年金保険被保険者証に、脱退手当金を支給したことを示す表示がないこと(申立人の資格喪失後、6か月以内に支給決定がなされている場合及び支給決定が昭和28年11月前である場合を除く。)

ウ 異なる年金手帳記号番号により管理されていた複数の厚生年金保険被保険者期間を対象として脱退手当金の支給決定がなされているにもかかわらず、これら複数の年金手帳記号番号の重複取消処理(当該脱退手当金の支給決定後1か月以内に行われているものに限る。)が行われていないこと

エ 脱退手当金の支給決定がなされた当時の制度では、一定年齢未満の男性には脱退手当金の受給権がないにもかかわらず、当時、当該一定年齢未満であった申立人の被保険者記録の性別が男性とされていること

なお、当該脱退手当金の算定基礎とされている被保険者期間において最後に加入していた事業所に係る被保険者名簿等及び社会保険オンラインシステムにおける被保険者記録の性別が男性とされている事案であって、申立期間に係る脱退手当金の支給決定当時の男性の受給要件に該当しないものについては、当該申立人の実際の性別が男性であるか女性であるかにかかわらず、該当するものであること

(2) 訂正処理基準不該当要件

次のアからウまでのいずれかの要件に該当する場合は、(1)の要件に該当するものではないこと。

ア 年金事務所等において、脱退手当金が支給されたことをうかがわせる書類等(脱退手当金裁定請求書等)が確認できる場合

イ 申立人が脱退手当金の算定基礎とされている期間の一部について脱退手当金の受給を認めている場合

ウ 脱退手当金の支給記録が複数回ある場合

(3) 年金事務所段階における訂正処理対象外要件

既に厚生労働大臣又は総務大臣から年金記録の全部又は一部の訂正をしない旨の決定又は意見が出されている事案についての申立てである場合は、年金事務所段階における記録訂正の対象外であること。

2 訂正処理要領

以下の事項については、当該訂正処理基準の可否を確認する上で必要となるので、可否確認を行う際にはこれに留意すること。

- (1) 「脱退手当金が支給決定されている」日とは、社会保険オンラインシステムの被保険者記録照会回答票(一時金画面)に表示される「支給日」であること
- (2) 「支給決定後間もなく」とは、支給決定後、国民年金等への加入までの期間が1年以内であるものと、社会保険オンラインシステムの「支給日」から資格取得日までの期間により判断すること
- (3) 「国民年金等に参加」とは、国民年金のほか、厚生年金等の他の年金制度に参加していること
- (4) 「保険料を納付している」とは、脱退手当金の支給決定がされた日以後に年金制度に参加していた場合又は支給決定時点において既に国民年金に参加していた場合であって、10年以上継続して加入(継続して複数の制度に参加している場合を含む。)しており、国民年金においてはこの期間が全て保険料納付済期間(第3号被保険者期間を除く。)であること
- (5) 「脱退手当金の支給記録が複数回ある場合」とは、申立期間に係る脱退手当金の支給記録のほかに、異なる支給決定日の脱退手当金の支給記録が1つでもある場合のことで、共済組合からの退職一時金又は厚生年金基金からの脱退一時金の受給も含むものであること

第8 支給日より前に脱退手当金の計算の基礎とされていない厚生年金保険被保険者期間 (以下「脱退手当金未支給期間」という。)がある脱退手当金に係る訂正処理基準・要領

1 訂正処理基準

(1) 訂正処理基準該当要件

脱退手当金を受給していない旨の申立てであって、次のア又はイのいずれかの要件に該当する事案であること((2)に該当する事案を除く。)

ア 次の全ての要件に該当する場合

(ア) 脱退手当金の支給日より前に脱退手当金未支給期間があること

(イ) 脱退手当金未支給期間と、当該脱退手当金の計算の基礎とされている期間が、支給決定当時、同じ記号番号で管理されていたこと

イ 次の全ての要件に該当する場合

(ア) 脱退手当金の支給日より前に脱退手当金未支給期間があること

(イ) 脱退手当金未支給期間と、当該脱退手当金の計算の基礎とされている期間が、支給決定当時、異なる記号番号で管理されていたこと

(ウ) 当該脱退手当金の支給日以後1年以内に、国民年金等に参加し、保険料を納付していること

(エ) 当該脱退手当金の支給日が昭和 36 年 11 月 1 日以後であること

(2) 訂正処理基準不該当要件

次のアからオまでのいずれかの要件に該当する場合は、(1)の要件に該当するものではないこと。

ア 年金事務所等において、脱退手当金が支給されたことをうかがわせる書類等(脱退手当金裁定請求書等)が確認できる場合

イ 申立人が脱退手当金の算定基礎とされている期間の一部について脱退手当金の受給を認めている場合

ウ 当該脱退手当金の支給日の前後1か月以内において、氏名変更の処理又は厚生年金保険の記号番号の重複取消処理が行われている場合

エ 脱退手当金の支給記録が複数回ある場合

オ 厚生年金保険の資格喪失後9か月以内に脱退手当金が支給されている場合

(3) 年金事務所段階における訂正処理対象外要件

既に厚生労働大臣又は総務大臣から年金記録の全部又は一部の訂正をしない旨の決定又は意見が出されている事案についての申立てである場合は、年金事務所段階における記録訂正の対象外であること。

2 訂正処理要領

「第7 本人が請求したとは考えがたい、又は支給事務に不適切な処理がうかがわれる脱退手当金に係る訂正処理基準・要領」の訂正処理要領と同様であること。